

令和6年度市民税・都民税(住民税)申告のしおり

令和6年3月15日(金)までに申告をお願いします。

令和6年度市民税・都民税(住民税)は、令和6年1月1日現在の住所地において、令和5年中の収入金額や控除金額を申告していただき、その申告にもとづいて課税されるものです。

申告をしなかった場合や申告が遅れた場合、(非)課税証明書が発行できないなどの不都合が生じることがあります。収入が無い場合でも、このしおりをお読みいただき、期間内申告をお願いします。

申告方法について

申告方法は①、②のいずれかとなります。

①郵送による申告



郵送による申告をお願いいたします。
詳しくは下の「①郵送による申告」をご確認ください。

②申告会場で申告(電話での事前予約)



郵送による申告が困難な場合、申告会場での申告も可能ですが、「電話での事前予約制」となります。

詳しくは下の「②申告会場で申告(電話での事前予約)」をご確認ください。

⚠️ ご注意ください



市では、市民税・都民税(住民税)の申告を受け付けます。
所得税の確定申告は、青梅税務署でお願いします。

①郵送による申告

市民税・都民税申告書に必要な事項を記入のうえ、下記の提出書類と共に提出先まで郵送してください。

提出期間
提出先
提出書類

令和6年3月15日(金)まで

〒198-8701 青梅市東青梅 1-11-1 「青梅市市民部課税課市民税係」宛て

○申告書

○個人番号(マイナンバー)カードのコピー(両面)または通知カードのコピー(最新の住所や氏名が記載されていない場合は使用できません。)と本人確認書類のコピー(運転免許証等顔写真のあるもの。ただし国民健康保険証等顔写真の無いもの場合は、2種類の本人確認書類の氏名、住所、生年月日がわかる部分のコピー。)

○令和5年中の収入が分かる書類(源泉徴収票、収入明細書、その他帳簿類)

○社会保険料(健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等)の領収書、国民年金等の支払いを証明する書類

○生命保険料、地震保険料等の控除証明書(支払証明書)

○障害者控除を受けられる場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、障害者控除対象者認定書等のコピー

※手帳の種類、氏名、等級、度数、発行日、有効期限(記載がある場合)がわかる部分をコピーしてください。

○医療費控除を受けられる場合は、医療費控除の明細書、医療費通知等

※医療費通知は内容が不十分な場合がありますので、詳細は課税課市民税係へお問い合わせください。

※領収書では受付できません。事前に医療費控除の明細書を作成してください。

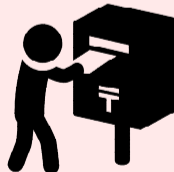
○寄付金控除を受けられる場合は、寄付金の受領書または寄付金控除に関する証明書

○国外に居住する親族にかかる扶養控除等を受けられる場合は、親族関係書類と送金関係書類(各人について必要。日本語訳も添付。)

○その他控除内容によって必要な書類があります。

※申告書を除く提出書類は、コピーでも差し支えありません。

※申告書の控えが必要な場合は、お手数ですが返信用封筒(切手貼付)を同封してください。



②申告会場で申告(電話での事前予約)

郵送による申告が困難な場合は、申告会場での申告も可能ですが、電話による事前予約制となります。

予約受付電話

0428-24-1010

(予約専用電話番号となりますので、申告内容についてのお問い合わせ等は市役所課税課 0428-22-1111 内線 2172~2174へ)

予約受付期間

令和6年2月1日(木)~3月14日(木)の午前9時~午後5時(土・日・祝日除く。)

申告期間

令和6年2月16日(金)~3月15日(金)(土・日・祝日除く。)

※令和6年2月25日(日)は日曜日ですが、事前予約により申告受付を行います。

申告会場

青梅市役所2階201・202会議室 ※令和6年2月25日(日)は市役所1階15番A窓口課税課

注意事項

●申告に必要な上記提出書類について、申告会場での申告の場合は原本をご持参ください。

●予約した日時に来庁できない場合は、改めて予約をしてください。

●予約せずにお越しいただいた場合、申告をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。



申告書の書き方

1 氏名・令和6年1月1日の住所等の記入

申告する方の現住所、1月1日現在の住所、氏名、個人番号、生年月日、電話番号、業種または職業、世帯主の氏名および続柄を記入してください。

2 「1 収入金額等」、「2 所得金額」の記入

◆給与所得の源泉徴収票をお持ちの場合

給与の源泉徴収票をお持ちの方は、下の見本のa支払金額を申告書の力欄、給与所得控除後の金額を申告書の㉑欄に記入し、源泉徴収票を添付してください(2か所以上から給与を受けている場合は、収入の合計額を申告書の力欄に記入してください。)
※源泉徴収票の交付を受けていない方は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄に月ごとの収入金額を記入していただくか、給与明細等を添付してください。

※給与等の収入金額が850万円を超え、所得金額調整控除を受ける場合は、申告書裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」に必要事項を記入してください。

※年末調整の済んでいない方(源泉徴収票の給与所得控除後の金額が空白の方)は、4ページ「表1 給与所得金額の計算方法」から給与所得金額を計算し、申告書の㉑欄に記入してください。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 (フリガナ)	氏名	生年月日
区分	支払金額		
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	1,600,000		
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	1,050,000		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分			
所得税法第203条の3第7号適用分			

◆公的年金等(遺族・障害・老齢福祉年金を除く。)の源泉徴収票をお持ちの場合

公的年金等の源泉徴収票をお持ちの方は、下の見本のb支払金額の合計額を申告書のキ欄に記入し源泉徴収票を添付してください(改定通知書や振込通知書は申告の資料として使うことができません。)

◆4ページの「表3 公的年金等の所得金額の計算方法」から公的年金等の所得金額を計算し、申告書の㉑欄に記入してください。

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 (フリガナ)	氏名	生年月日
区分	支払金額		
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分			
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	1,200,000		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分			
所得税法第203条の3第7号適用分			

◆事業所得

- 営業等(販売業、製造業、飲食業、建設業、外交員、自由業等)
- 農業(農作物の生産、果実の栽培、養蚕、家畜の飼育等)

◆不動産所得(貸家、地代、土地家屋の権利金等)

$$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

◆利子所得

$$\text{所得金額} = \text{収入金額}$$

◆配当所得(株式の配当、証券投資信託の配分金等)

$$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{株式等の元本の取得に要した負債の利子}$$

◆業務にかかる雑所得(他の所得に当てはまらない所得のうち、原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得)

◆その他の雑所得(他の所得に当てはまらない所得のうち、生命保険契約による年金等、業務にかかる雑所得に該当しない所得)

$$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

◆譲渡所得(ゴルフ会員権や金地金、船舶、機械等の譲渡)

短期(保有期間が5年以内の資産の譲渡)

$$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費} - 50\text{万円(特別控除)}$$

長期(保有期間が5年を超える資産の譲渡)

$$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費} - 50\text{万円(特別控除)}$$

※特別控除額は50万円ですが、譲渡益が50万円未満の場合は、その譲渡益相当額となります。また、特別控除は短期・長期を合わせて50万円です。両方の所得がある場合は短期譲渡所得から先に控除してください。

◆一時所得(生命保険の満期返戻金等、懸賞当選金等)

$$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費} - 50\text{万円(特別控除)}$$

申告書のア～ウ欄に収入金額、①～③欄に所得金額を記入してください。申告書裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」欄に収支明細を記入してください。また、事業専従者がいる場合は、「11 事業専従者に関する事項」欄に必要事項を記入してください。

申告書の工欄に収入金額、④欄に所得金額を記入してください。

申告書の才欄に収入金額、⑤欄に所得金額を記入してください。

申告書裏面「8 配当所得に関する事項」欄に必要事項を記入してください。

申告書のク・ケ欄に収入金額、⑧・⑨欄に所得金額を記入してください。申告書裏面「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄に必要事項を記入してください。

申告書のコ～シ欄に左記の計算式で求めた所得金額を記入してください。短期譲渡所得は左の計算式で求めた所得金額、長期譲渡所得と一時所得は左の計算式で求めた所得金額に2分の1を乗じた金額を申告書の⑪欄に記入してください。複数の所得がある方は、合算した額を記入してください。

申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄に必要事項を記入してください。

3 「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」、 4 「4 所得から差し引かれる金額」の記入

4ページ「表4 所得控除(所得から差し引かれる金額)」を参照して必要事項を記入してください。

◆社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除

令和5年中に納税者本人や生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金、厚生年金、雇用保険の保険料等、小規模企業共済にもとづく掛金や確定拠出年金法にもとづく個人型加入者掛金および地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金について、支払金額を控除できます。

◇「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑬社会保険料控除を記入し、「4 所得から差し引かれる金額」の⑬社会保険料控除欄に合計した控除額を記入してください。⑭小規模企業共済等掛金控除欄には、支払った金額の合計額を記入してください。

◆生命保険料・地震保険料控除

令和5年中に納税者本人が支払った生命保険や生命共済等の保険料、地震保険料について、一定の金額を控除できます(地震保険料には平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの)による損害保険料(旧長期損害保険料)を含みます。)

◇「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑮生命保険料控除、⑯地震保険料控除欄に支払った金額の合計を記入し、「4 所得から差し引かれる金額」の⑮生命保険料控除、⑯地震保険料控除欄に算出した控除額を記入してください。地震保険料および旧長期損害保険料の両方の支払いが証明された保険契約が2以上ある場合は、課税課にお問い合わせください。

◆寡婦控除・ひとり親控除、勤労学生控除、障害者控除

納税者本人が次の表のいずれかに該当する場合、控除ができます。

寡婦	夫と離婚後婚姻をしていない方で子以外の扶養親族のある方、または夫と死別した後婚姻をしていない方もしくは夫の生死の明らかでない方 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外 ※本人の合計所得金額が500万円以下であること	
ひとり親	合計所得金額が500万円以下で、前年12月31日時点で婚姻をしていない方で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する方 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外	
勤労学生	学生で合計所得金額が75万円以下で、かつ、勤労所得以外の所得が10万円以下である方	
障害者	特別障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳1級、その他市町村長等が特に認めた方
	一般障害	身体障害者手帳3級以下、愛の手帳3度以下または精神障害者保健福祉手帳2・3級、その他市町村長等が特に認めた方

◇「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑰～⑲寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、⑳障害者控除欄に必要事項を記入し、「4 所得から差し引かれる金額」の⑰～⑲寡婦、ひとり親控除、⑲～㉑勤労学生、障害者控除欄に控除額を記入してください。また、申告の際に学生証、各種手帳等を提示してください。

◆配偶者控除・配偶者特別控除

納税者本人の令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、配偶者控除として控除できます。

また、納税者本人の令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、生計を一にする配偶者で、令和5年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合、配偶者特別控除として、33万円を限度に控除できます。

◇「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者欄に必要事項を記入し、「4 所得から差し引かれる金額」の㉑～㉒配偶者(特別)控除欄に控除額を記入してください。配偶者が別居である場合は申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄に必要事項を記入してください。

◆扶養控除(控除対象)・16歳未満の扶養親族(控除対象外)

納税者本人と生計を一にする配偶者以外の扶養親族(合計所得金額が48万円以下)が16歳以上(控除対象扶養親族)の場合に控除できます。

16歳未満の扶養親族(平成20年1月2日以降生まれ)については、扶養控除の適用はありませんが、市・都民税の算定に必要なため、扶養している場合は必ず記入してください。

◇「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉓扶養控除および16歳未満の扶養親族欄に必要事項を記入し、「4 所得から差し引かれる金額」の㉓扶養控除欄に控除額を記入してください。別居している扶養親族がいる場合は、申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄に必要事項を記入してください。

◆雑損控除

災害や盗難等による損失が一定の金額以上である場合、控除できます。

◇「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉔雑損控除欄に必要事項を記入し、「4 所得から差し引かれる金額」の㉔雑損控除欄に控除額を記入してください。

◆医療費控除

令和5年中に納税者本人や生計を一にする親族のために支払った医療費が一定金額以上の場合、200万円を限度に控除できます(医療費控除の明細書の添付が必要です。)

※スイッチOTC薬控除(セルフメディケーション税制)を適用する場合は限度額8万8千円

◇「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉕医療費控除欄に必要事項を記入し、「4 所得から差し引かれる金額」の㉕医療費控除欄に算出した控除額を記入してください。

※スイッチOTC薬控除を適用する場合は㉕医療費控除欄の区分欄に「1」と記入してください。

◆寄付金控除

令和5年中に総額2,000円以上の寄付を行った場合に控除できます。対象となる寄付金は次の団体に対する寄付金です。

- ①都道府県、市区町村(ふるさと納税) ②東京都共同募金会、日本赤十字社東京支部(政令で定めるもの) ③東京都条例、青梅市条例で指定された団体

◇申告書裏面「13 寄付金に関する事項」欄に必要事項を記入していただき、支払った寄付金の受領書等を必ず添付してください。

※「寄付金税額控除に係る申告特例申請書」を提出しても確定申告または市民税・都民税の申告をされた場合、ワンストップ特例の適用は受けられなくなりますので、確定申告および市民税・都民税の申告をする際は、ふるさと納税に関する申告もお忘れのないようご注意ください。

申告書の書き方（見本）

令和6年度分

市民税
都民税

申告書

来年度申告書送付不要

表

分離課税にかかる所得等のある方は、「市民税・都民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

付 受 印 長殿	現住所	青梅市東青梅1-11-1			業種または職業	会社員			
	1月1日現在の住所				電話番号	0428-22-1111			
	フリガナ	オウメ タロウ			個人番号 (マイナンバー)	000000000000001			
	氏名	青梅 太郎			続柄	本人			
提出年月日	年	月	日	生年月日	明・大・昭 34.11.1	世帯主の氏名	青梅 太郎	基本コード	
				代理申告	氏名	電話番号	社帯コード		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円	
	国民健康保険	300,000		
	合計	300,000		
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	円
	100,000			
	新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計	円
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除	
	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還		(学校名)	
⑳ 障害者控除	フリガナ	障害の程度	身・精知・他	級度
	氏名			
	個人番号			
	フリガナ	障害の程度	身・精知・他	級度
氏名				
個人番号				
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ	オウメ ハナコ	生年月日	明・大・昭 34.11.1
	氏名	青梅 花子	配偶者の所得控除額	
㉓ 扶養控除	フリガナ	オウメ アオイ	生年月日	明・大・昭 53.12.1
	氏名	青梅 あおい	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	個人番号	000000000000003	控除額	33 万円
	フリガナ		同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
氏名				
個人番号				
⑯ 16歳未満の扶養対象外族	フリガナ		生年月日	平・令 . . .
	氏名		同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	個人番号			
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。	扶養控除額の合計	330,000		
㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	円
㉕ 医療費控除	支払った医療費等	円	保険金などで補填される金額	円
	200,000		30,000	

【前年収入がなく、扶養されていない方】
 申告書表面の「現住所」、「氏名」、「生年月日」、「電話番号」、「個人番号」、「世帯主の氏名」、「続柄」を記入の上、「2 所得金額 合計⑫欄」に「0」と記入してください。
 また、扶養親族や本人該当項目（障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生）にあてはまるものがあれば記入してください。

1 収入金額	事業	営業等	ア	
		農業	イ	
	不動産		ウ	
	利子		エ	
	配当		オ	
	給与	カ	a	1,600,000
	公的年金等	キ	b	1,200,000
	雑業	ク		
	他	ケ		
		コ		
		カ		
	2 所得金額	不		①
利			②	
配			③	
給			④	
与			⑤	
公的年金等			⑥	950,000
			⑦	600,000
			⑧	
			⑨	
			⑩	600,000
			⑪	
合計			⑫	1,550,000
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	300,000	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	35,000	
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳		
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	330,000	
	扶養控除	㉓	330,000	
基礎控除	㉔	430,000		
⑬から㉔までの計	㉕	1,425,000		
雑損控除	㉖			
医療費控除	㉗	92,500		
合計	㉘	1,517,500		

所得金額調整控除については、裏面「表2 所得金額調整控除の計算方法」を参照してください。

前年収入が無かった方は、「0」と記入してください。

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

青白区分	寡婦・ひとり親	勤学	本人障害	控配	所得控
青	1	2	2	1	
白					
扶養	人	数	扶	障	
特	定	同	同	他	
給与・公的年金等にかかる所得以外の市・都民税の納税方法	<input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収) <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)				
異動理由	<input type="checkbox"/> 住民税の申告による変更 <input type="checkbox"/> 住民税の申告による変更				
異動理由	<input type="checkbox"/> 所得税の申告による変更 <input type="checkbox"/> 所得税の申告による変更				
開	始	特	業	成	入
備	考				

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

表1 給与所得金額の計算方法

給与等の収入金額(A)	給与所得金額
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	(A)-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
※1,628,000円～1,799,999円	(A)×0.6+100,000円
※1,800,000円～3,599,999円	(A)×0.7-80,000円
※3,600,000円～6,599,999円	(A)×0.8-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A)×0.9-1,100,000円
8,500,000円以上	(A)-1,950,000円

※給与等の収入金額が1,628,000円～6,599,999円の場合は、その額を4,000円で割って得た数値(小数点以下切捨て)に4,000円を掛けて得た額を給与等の収入金額(A)として給与所得金額を算出します。

表2 所得金額調整控除の計算方法

下に該当する場合、所得金額調整控除が控除されます。	
1 給与等の収入金額が850万円を超え、下記のいずれかに該当する場合 ① 特別障害者に該当する ② 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する ③ 年齢23歳未満の扶養親族を有する	所得金額調整控除額=(給与等の収入額(1,000万円を超える場合には1,000万円)-850万円)×10%
2 給与所得控除後の給与等および公的年金等の雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合	所得金額調整控除額=(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度)+公的年金等の雑所得の金額(10万円を限度))-10万円 ※1の控除がある場合、1の控除後の金額から控除します。
(計算例) ① 給与収入が880万円で、23歳未満の扶養親族がいる場合 (給与収入880万円-850万円)×10%=3万円 ② 年齢が64歳、給与収入が160万円、年金収入が120万円の場合 給与収入160万円-給与所得控除額55万円=給与所得105万円 年金収入120万円-公的年金等控除額60万円=公的年金所得60万円 いずれも10万円を超えるため、以下のように計算します。 (給与所得の限度額10万円+公的年金所得の限度額10万円)-10万円=10万円 調整控除後の給与所得 105万円-10万円=95万円	

表3 公的年金等の所得金額の計算方法

昨年12月31日現在65歳以上の方(昭和34年1月1日以前生まれ)			
公的年金等の収入金額(B)	公的年金等以外の所得金額が1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
3,300,000円未満	(B)-110万円	(B)-100万円	(B)-90万円
3,300,000円～4,099,999円	(B)×0.75-27.5万円	(B)×0.75-17.5万円	(B)×0.75-7.5万円
4,100,000円～7,699,999円	(B)×0.85-68.5万円	(B)×0.85-58.5万円	(B)×0.85-48.5万円
7,700,000円～9,999,999円	(B)×0.95-145.5万円	(B)×0.95-135.5万円	(B)×0.95-125.5万円
10,000,000円以上	(B)-195.5万円	(B)-185.5万円	(B)-175.5万円
昨年12月31日現在65歳未満の方(昭和34年1月2日以後生まれ)			
公的年金等の収入金額(B)	公的年金等以外の所得金額が1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円未満	(B)-60万円	(B)-50万円	(B)-40万円
1,300,000円～4,099,999円	(B)×0.75-27.5万円	(B)×0.75-17.5万円	(B)×0.75-7.5万円
4,100,000円～7,699,999円	(B)×0.85-68.5万円	(B)×0.85-58.5万円	(B)×0.85-48.5万円
7,700,000円～9,999,999円	(B)×0.95-145.5万円	(B)×0.95-135.5万円	(B)×0.95-125.5万円
10,000,000円以上	(B)-195.5万円	(B)-185.5万円	(B)-175.5万円

表4 所得控除(所得から差し引かれる金額)

項目	控除の計算方法	
雑損	①差引損失額 - 総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の金額 - 5万円 ①、②のいずれか多い方の金額 (注) 差引損失額=損失額-保険金などによる補填金	
医療費 1または2を選択してください ※医療費控除の明細書添付必須	1 医療費控除 総所得金額等×5%または10万円のどちらか少ない方の金額…① {(支払医療費)-(保険金等による補填金)}-①(控除上限額 200万円) 2 スイッチOTC薬控除(セルフメディケーション税制) (対象商品購入額)-(保険金等による補填金)-1万2千円(控除上限額 8万8千円)	
社会保険料	(国民)健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金、厚生年金等の支払金額の合計の金額	
生命保険料	支払保険料	
	新契約	12,000円以下 支払保険料の全額
		12,000円超 32,000円以下 支払保険料×0.5+6,000円
		32,000円超 56,000円以下 支払保険料×0.25+14,000円
		56,000円超 28,000円(限度額)
	旧契約	15,000円以下 支払保険料の全額
15,000円超 40,000円以下 支払保険料×0.5+7,500円		
40,000円超 70,000円以下 支払保険料×0.25+17,500円		
70,000円超 35,000円(限度額)		
一般の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料について、それぞれ上記の算式により計算した控除の合計額(限度額70,000円) 一般の生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除額の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円) ※介護医療保険料の控除額は新契約の計算方法により算出		
地震保険料	支払保険料	
	地震保険料	50,000円以下 支払保険料×0.5
		50,000円超 25,000円
	旧長期損害保険料	5,000円以下 支払保険料の全額
		5,000円超 15,000円以下 支払保険料×0.5+2,500円
15,000円超 10,000円		
支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合 上記により求めた金額の合計額(最高限度額25,000円) ※旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(保険・共済期間が10年以上で満期返戻金があるもの)にかかる保険料		

項目	控除額			
寡婦・ひとり親	寡婦	26万円		
	ひとり親	30万円		
勤労学生	26万円			
障害者	一般の障害者	26万円		
	特別の障害者	30万円		
	同居特別障害者	53万円		
扶養親族	一般の控除対象扶養親族(16歳以上の扶養親族)	33万円		
	特定扶養親族(平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ)	45万円		
	老人扶養親族(昭和29年1月1日以前生まれ)	同居老親等	同居老親等以外	45万円 38万円
基礎	前年の合計所得金額が2,400万円以下	43万円		
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円		
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円		
	2,500万円超	適用なし		
配偶者	合計所得	納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者	48万円以下	33万円	22万円	11万円
老人配偶者	48万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別 ※老人配偶者(昭和29年1月1日以前生まれ)を含む	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円